

## はじめに

新石川小学校 PTA は、活動の根源を『子どもたちを健やかに育て幸せのためにその盾となる』とし、開校とともに活動してまいりました。保護者と教職員が協力し合って、子どもたちの健全育成を図ることを目的に学校運営に協力したり研修活動に取り組んでいます。お互いにコミュニケーションを図りながら理解を深め、子どもたちの健やかな成長を願って、一人ひとりの少しずつの助け合いの思いを大切にして活動していくことが、PTA にとって大切な原点ではないでしょうか。

新石川小学校には PTA 規約とそれに伴う細則があります。規約は PTA 活動の根幹となるものです。規約をもう少し具体的に書かれたものが、PTA のしおりです。本来 PTA 活動は決まった形があるのではなく、様々な場面でその時々で会員がその状況にあわせて多様化していくことが理想だと言えます。

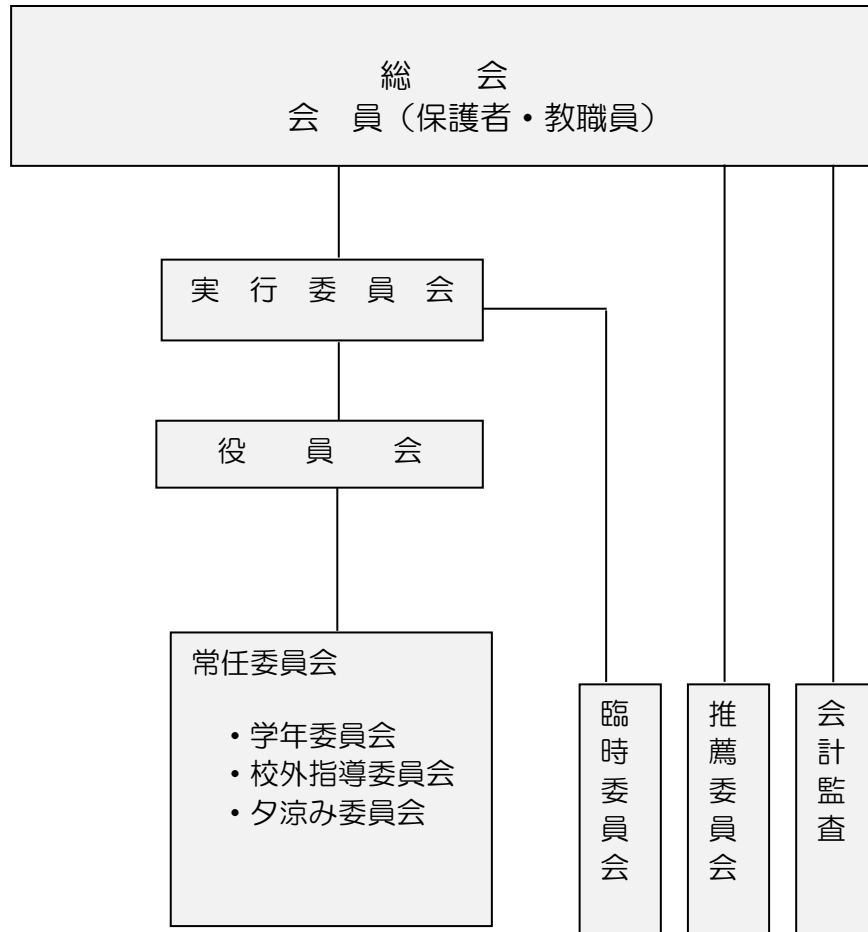
会員の皆様に規約とあわせて PTA のしおりをご一読いただき、PTA 活動への理解を深め、さらに充実し発展した PTA 活動になるように役立ていただければ、幸いです。

新年度をひかえ期待と不安もある中、過去にとらわれない新しい目線で、社会の変化に対応しながら組織や活動を工夫して楽しい活動を共有しましょう。そんな思いで、みなさんで取り組んでいける PTA であることを願っています。

## PTAとは

横浜市立新石川小学校 PTA は、保護者・教職員を会員とし、家庭・学校・地域社会において児童の幸福で健全な成長を図る事を目的としています。そのためにさまざまな委員会をつくり、協力して運営・活動をしています。

## 組織図



## 総会（紙面による総会）

- ・総会は、全会員をもって構成されている、PTAの最高執行機関です。
- ・来年度予算などの重要な決議事項を紙面にてお伺いいたします。
- ・議決は出席人数（承認用紙の提出数）の過半数以上の賛成を必要とします。

## 実行委員会

- ・実行委員会は、PTAの活動・運営に責任を持つ最高執行機関です。
- ・原則月1回程度開催をいたします。
- ・構成メンバーは次の通りです。
  - ・役員…会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名
  - ・各委員会…委員長・副委員長
  - ・教職員…学校長、副校長

※総会が容易に開けないことから、緊急性を要する場合や簡単な事案については実行委員会で議決する事もあります。

## 役員会

- ・保護者から選出された会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名と学校長、副校長、教務主任の10名で構成されています。
- ・主な活動内容
  - (1) 実行委員会の日時・議題を決め、当日司会をする。
  - (2) 年間活動計画に基づき、予算原案をたてる。
  - (3) PTA全体の活動状況を把握・調整する。
  - (4) 各学校行事をサポートする。
  - (5) 各主催行事を運営・開催する
  - (6) 広報誌「ひろば」「新石川」の取材から編集・発行をする
  - (7) 必要に応じて、PTAを代表し対外的活動を行う。
    - ・青葉区PTA連絡協議会・横浜市PTA連絡協議会
    - ・山内中学校区学校・家庭・地域連携事業（学家地連）
    - ・近隣小中学校との交流（5校協議会）

## 会計監査

- ・保護者から選出された2名で構成されています。

事務の正確さや予算執行の適正などを検討し、支出関係諸帳簿が正しく合っているかについてPTA会員の代表として監査します。会計監査は執行機関の一部ではなく、最高議決機関（総会）を代表して、事業の収支予算を見届ける役目です。
- ・役員や実行委員会に属さない独立部門です。

## 常任委員会

- ・学年、校外指導、夕涼みの三つの委員会を指しています。
- ・各委員会は、原則月1回の定例会を開催します。
- ・学年委員・夕涼み委員は学年別、校外指導委員は地区別より選出された保護者と教職員によって構成され、互選により委員長・副委員長をおいて活動します。

## 委員会の活動内容

### 学年委員会



子どもたちがより良い学校生活を送れるように、学校と PTA 会員との窓口として活動します。学校行事のお手伝い、交流会・茶話会の企画、給食試食会の開催、学校保健委員会への参加、ベルマークやテトラパックの回収などを行います。

- 選出方法 ①懇談会で学年毎に選出。(各学年 3 名程度)  
②選出された中から委員長・書記・会計各 1 名、副委員長 2 名を選出。

### 校外指導委員会



子どもたちが安心して通えるよう、学区内の安全に目を配っています。年に 1 度のスクールゾーン協議会では、区役所・警察等関係機関へ向けて危険箇所の報告、横断歩道の整備などの要望を提出し話し合いを行っています。保護者の方にはパトロールや交通安全週間での旗持ちで協力していただいています。

活動例…登校班関連（登校班編成、登校班名簿の作成・管理）  
交通安全関連（腕章・ネームプレートの手配、交通安全週間の準備）  
こども 110 番関連（プレートの手配、保険手続き等）  
地区パトロール関連（スケジュール作成、問題点の把握、改善策話し合い）  
スクールゾーン関連（スクールゾーン対策協議会の準備・開催、報告書作成）  
交通安全教室の手伝い

- 選出方法…①登校班の各ブロックから 1 名ずつ選出。  
②選出された中から委員長・副委員長・書記・会計各 1 名選出。

## 夕涼み委員会



新石川下谷自治会との共催で、7月後半に行われる新石川小学校の最大のイベントの企画・運営を行っています。

他の委員会と比較して、1年間の前半に活動が凝縮されています。

「夕涼み・盆踊り・花火大会」は、新石川小学校の児童の夏の思い出作りのために、保護者はもとより、教職員・地域の方々のパワーを結集して、開催されています。

夕涼み会当日までは忙しい日が続きますが、大成功をおさめた時は何とも言えない達成感でいっぱいになります。

選出方法 ①懇談会で学年毎に選出。(各学年3~5名程度)

②選出された中から委員長1名、副委員長・書記・会計各2名選出。

## 推薦委員会

推薦委員会は、PTA会員のポイント管理を行い、次年度の役員・会計監査の選出を行います。年度の前半はポイントの確認・管理作業をし、その後役員・会計監査の選出に入ります。年間を通じての活動となります。候補者はPTA役員の立候補及び推薦された方の中から面談した上で選出します。次年度の委員会選出に向けてのくじ引き対象世帯の確認なども行います。個人情報扱うので、慎重な作業が必要になりますが、子どもたちのより良い学校生活のために、やりがいのある仕事です。

選出方法 1、懇談会で各学年1名ずつ選出。

2、選出された6名の中から委員長・副委員長・書記・会計各1名選出。

## 委員協力カード

委員の希望を委員協力カードに記入していただき、ご提出いただきます。委員選出時に使用します。

## ポイント管理カード

世帯毎に作成いたします。委員活動の履歴・在籍児童情報・ポイント数を管理します。

## ポイント制

付与ポイント数は以下のとおりとします。(1児童につき1ポイント獲得を原則とします。)  
児童数の合計ポイントが、ご家庭での必要ポイントになります。どの学年の児童でポイントを取得しても、ご家庭にポイントが付与されます。(学年毎の児童に付与されるわけではありません)  
ご家庭での必要ポイントを取得されるようにご協力をお願いします。

### 【付与ポイント一覧】

	役 職	ポイント制
1	P T A役員 (会長、副会長、書記、会計)	全きょうだい分免除 (ただし再任も可)
2	常任委員会・推薦委員会 委員長・副委員長	2
3	常任委員会委員・推薦委員会委員	1

ポイントは、卒業後下のきょうだい分としても有効とします。会員の獲得ポイントは、ポイント管理カードに基づいて推薦委員会が管理します。  
本部役員については、現状のP T A規約に則り推薦されます。

#### ◆P T A規約 第6章第15条

「役員の任期は1年とする。再任を妨げないが、但し同じ役員の職にあることが連続して3年を超えてはならない。」

※移行措置として、平成24年度末時点で在籍する児童分についての過去の委員経験(役員会も含む)については、1人につき1ポイントとしてカウントし、平成25年度より表記のポイントを実施する。

※参考 ポイント制 具体例

(PTA役員)

きょうだい分すべて免除。きょうだいが在学中の場合、名簿等には在学中の一番上のお子様の名前での登録となりますが他に在学中のお子様がいり、その時点で未就学のお子様がいらしても役員協力で降はきょうだい分の委員は免除となります。

(学年委員会、夕涼み委員会、推薦委員会、校外指導委員会の委員長及び副委員長)

2ポイント獲得となります。

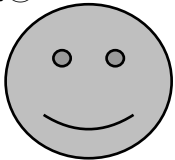
(委員長及び副委員長以外の学年委員、夕涼み委員、推薦委員、校外指導委員)

1ポイント獲得となります。

\*当校在学または入学予定きょうだい人数とポイント獲得数が同数もしくは同数以上になるように委員会活動にご協力いただけますと幸いです。

\*当校へ転入されてきた場合、当校での委員協力がポイント対象となり以前の学校での委員会活動はポイント対象となりません。

例①



在学児A



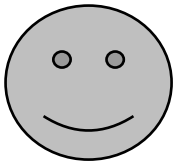
未就学児B

『委員長』協力  
2ポイント獲得

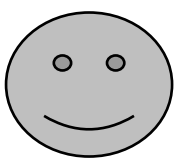


未就学児Bのポイントも  
獲得とみなす

例②



在学児A



在学児B



未就学児C

『副委員長』協力  
2ポイント獲得



もう1ポイント獲得を要する

※在学児のどの学年でも  
委員協力は可能ですが、委員選  
出時期が早い学年で優先的に  
選出されます。

例③



在学児A



在学児B

在学児Bが2年生の学年で  
『委員』協力⇒1ポイント獲  
得  
在学児Bが3年生の学年で  
『委員』協力⇒1ポイント獲  
得



在学児Aのポイントも  
獲得とみなす

## Q&A

### Q1. 新年度の活動計画と予算案は誰が作るのでしょうか？

新年度の役員が前年度の反省や意見を参考にしながら、新年度の活動計画と予算案を作ります。その後紙面総会にかけられ、検討・討議・承認後、新年度活動計画、予算となります。

### Q2. 紙面による総会はどういう形で行われるのでしょうか？

事前に配布される総会資料に承認用紙がつけられています。承認用紙とは、各議案に対して承認するかしないかを判断し、記名して期日までに提出することによって会員としての務めを果たすものです。総会は全会員をもって構成され、3分の1以上の承認用紙提出数があったときに成立するものです。また、議決には承認用紙の提出数の過半数以上の賛成を必要とします  
役員選出・規約の変更等、PTA活動において重要な議案が提案されますので、必ず承認用紙は提出するようにお願いします。

### Q3. 1人の会員が2つ以上の異なる委員を引き受けてもよいのでしょうか？

本人が希望すればいけないということはありませんが、実際には連絡事項が増えたり、活動日が重なったりと、負担が大きくなると思います。活動が始まってから困らないためにも、できるだけたくさんの方で仕事を分担して、1人1人はできるだけ楽に活動できる状態が望ましいと思います。

### Q4. PTA会費は何に使われているのでしょうか？

PTA活動の運営費になります。各委員会活動費、広報誌作成、消耗品費（印刷用紙、インク代、事務用品など）、卒業証書ホルダー、胸花、運動会景品、横浜市・青葉区PTA連絡協議会分担金、安全教育振興会会費などに使われています。

### Q5. PTA会費はなぜ児童数ではなく、家庭数で集めるのですか？

PTA会費は子どもが活動するための費用ではなく、PTA会員全体が関わる活動のための費用なので、新石川小では家庭単位で集めています。

### Q6. 役員・委員は絶対にやらなければいけないのでしょうか？

絶対にやらなければいけないものではありませんが、学年や学校のこともよくわかります。PTA活動は会員の皆様の協力で成り立っていますので、『できる時期にできる方ができることを』していただければ良いと思います。  
ただし、PTA活動状況によってはポイントを付与できない場合があります。



## Q7. 仕事をしていてもPTAに関われますか？

十分に関われると思います。役員・委員ともにさまざまな事情を持ちながら活動しています。ボランティアですのでお互いに配慮し合いながら、負担が偏らないように活動していきましょう。

## Q8. 新石川小が関わっている団体を教えてください。

委員会の他に、児童のためにボランティア活動をしてくださっている団体があります。

◎夕涼み会を盛り上げる地域の団体

下谷自治会・高津土曜会・十石会・下谷女性部・宮元囃子連・五月の風・交通安全協会・消防団  
下谷子供会

◎おはなしモック（よみきかせボランティア）…朝の学びの時間に子どもたちによみきかせをしています。真剣に、楽しく耳を傾けてくれる子どもたちに支えられ、楽しく活動しています。

◎ぶっく・まま（図書ボランティア）…本の好きな保護者が集まり、図書室の本の整理や補修、壁面及びショーケースの飾り付けなどを行っています。月2回午前中に活動しています。お母さんたちによる季節感たっぷりのディスプレイは毎回好評です。

◎土曜塾あそぼうズ…地域散策、夕涼み会のスイカ割り、秋の芋煮会、冬のどんと焼き、おもちつきを地域の方々が毎年企画してくださっています。

◎土曜塾おはなしびっくり箱…よみきかせやパネルシアター工作などのおはなし会を、年3~4回行っています。

新石川小 PTA では、PTA 関連などのお手伝いや参加を、「できる時に」「できる形で」たくさんの方の会員の方に参加していただくことで1人1人の負担が少なくなるとともに、学校や PTA 活動に対する理解を深めていただくことができます。定期的な行事がある役員や委員会活動だとちょっと難しいと感じている方でも「ボランティア」という形で、一緒に学校・地域を盛り上げて「こどもたちの為」に活動することができます。今後とも P T A 活動にご理解とご協力をお願いいたします。

### PTAお問い合わせ窓口

※ P T A 活動全般に関しましてのお問い合わせは、下記メールアドレスにお願い致します。  
[shinsyoupta@gmail.com](mailto:shinsyoupta@gmail.com)

## 横浜市立新石川小学校PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 横浜市立新石川小学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員及び委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

(1) 会費集金、管理、その他の文書の送付、連絡

(2) 会員名簿、委員会名簿、登校班名簿、広報誌、行事やボランティア参加者名簿の作成

(3) 役員・委員の推薦選出活動、ポイント管理

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

また、不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 12 条 個人情報を第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

（第三者提供を受ける際の確認等）

第 13 条 第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報開示等）

第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第 15 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

（研修）

第 16 条 本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

（苦情の処理）

第 17 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（改正）

第 18 条 本会の「横浜市立新石川小学校 P T A 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成 30 年 5 月 30 日より施行する。